

第
11回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

生前にできる資産移転対策は

経営者の生前に活用できる対策は

自社株や事業用資産などの財産の生前移転対策には、①譲渡や生前贈与などによる資産移転対策と、②遺言を利用した資産移転対策などがあります。

後継者や親族等に生前贈与する。

後継者に十分な資金がないケースが多く、そのような場合、無償での贈与による移転が行われるのが一般的です。贈与を行うと、高税率による贈与税が課されてしまいます。

通常の贈与税の税率は最高税率55%と高く、税額の計算上の控除額が110万円と低いため、多額の贈与税が生じてしまいます。

相続税の納税猶予を検討しておく。

後継者である経営承継相続人等が、経済産業大臣の認定を受ける非上場株式等を先代経営者から相続し、その会社を運営していく場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

この適用を受けるためには、経済産業大臣の認定を相続開始後8か月以内に申請を行う必要があります。

遺言書を作成する。

自社株や事業用資産などの移転対策には、遺言の作成が有用です。

遺留分・代償分割対策を行う

遺言書は、遺言によりすべての財産を自由に処分できるのが原則です。しかし、民法ではすべての法定相続人に最低限の取り分が定められています。これを遺留分といいます。

遺言による財産承継対策を行う際には、他の相続人の遺留分を侵害しないよう注意する必要があります。遺言により遺留分を放棄してもらう方法や、経営承継円滑化法による遺留分の特例を利用する方法があります。